

福祉用具の再購入に関する取り扱いについて

特定(介護予防)福祉用具購入費の支給について、同一種目を既に購入しており、過去に居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合は、支給ができません。

ただし、以下の 3 つのいずれかに該当しており、かつ、筑西市が必要と認めたときは支給される場合があります。(介護保険法施行規則第 70 条第 2 項一部抜粋)

1. 前回購入した福祉用具の破損・故障により、安全・適切に利用できなくなった場合

※現状の福祉用具の状態がわかる写真を添付してください。（既に自己判断で破棄しており、前回購入した福祉用具の使用状況が確認できない場合、原則支給対象外となります。）

※故意や過失による破損等及びカビ等の汚損は対象外です。

※部品交換により使用が継続できる場合、部品交換が優先されるため、再購入はできません。

2. 被保険者の身体状況等の著しい変化があった場合

※身体状況や介護状況の変化により、前回購入時の福祉用具を適切に使用できなくなった理由を、申請書に詳しく記載してください。

3. その他特別の事情がある場合

再購入を希望される場合は、**事前に介護保険課への確認が必要**です。

事前の確認を受けずに、同一種目の福祉用具を再購入した場合、支給の対象となりませんのでご注意ください。

その他福祉用具の購入について、給付対象となるかわからないような特殊な案件については、購入前に介護保険課までお問い合わせください。